

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 10 月 26 日 (火) 第 255 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 特定猟具使用禁止区域の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 3
- 特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 自動車専用道路の指定 (道路維持課取扱い) 4

公 告

- 河川法に基づく湊川水系河川整備計画の変更の公表 (河川課取扱い) 5
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1020 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和 3 年 10 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
南方特定猟具使用禁止区域	鹿 児 島 市 東 俣 町 地 内 に お け る 一 般 地 方 道 小 山 田 川 田 蒲 生 線 と 主 要 地 方 道 伊 集 院 蒲 生 溝 辺 線 と の 交 点 を 起 点 と し , 同 点 か ら 同 主 要 地 方 道 を 同 主 要 地 方 道 と 鹿 児 島 市 道 白 石 ・ 湯 屋 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り , 同 点 か ら 同 市 道 を 同 市 道 と 鹿 児 島 市 (旧 郡 山 町) 民 有 林 21 林 班 エ 小 班 と 同 民 有 林 34 林 班 ク 林 小 班 と の 境 界 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り , 同 点 か ら 同 境 界 線 を 同 境 界 線 と 同 民 有 林 20 林 班 ウ 小 班 , 同 民 有 林 21 林 班 エ 小 班 及 び 同 民 有 林 34 林 班 ク 小 班 の 三 方 界 方 向 へ 進 み 同 三 方 界 に 至 り , 同 三 方 界 か ら 同 民 有 林 20 林 班 と 同 民 有 林 34 林 班 と の 境 界 線 を 同 境 界 線 と , 同 民 有 林 20 林 班 ア 小 班 , 同 林 班 イ 小 班 及 び 同 民 有 林 34 林 班 カ 小 班 の 三 方 界 方 向 へ 進 み 同 三 方 界 に 至 り , 同 三 方 界 か ら 里 道 (旧 郡 山 町) を 同 里 道 と 伊 敷 328 号 里 道 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り , 同 点 か ら 同 里 道 を 同 里 道 と 農 道 比 志 島 下 1 号 線 と の 交 点 方 向 へ 進 み 同 点 に 至 り ,	令 和 3 年 11 月 1 日 か ら 令 和 13 年 10 月 31 日 まで	銃 器

	同点から同農道を同農道と同民有林19林班と鹿児島市（旧鹿児島市）民有林161林班の境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と鹿児島市道川田・比志島線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と一般地方道小山田川田蒲生線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同一般地方道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
高橋特定猟具使用禁止区域	南さつま市唐仁原地内における南さつま市道大崎線と南さつま市道大崎新川線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と南さつま市道網揚1号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県立薩南病院の区域の西側に接した吹上浜海浜公園に通じる道路との交点方向へ進み同点に至り，同点から同道路を同道路と吹上浜海浜公園の区域と県立薩南病院の区域との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と吹上浜海浜公園キャンプ場入口とを結ぶ直線を同直線と自転車道加世田日吉自転車道線に通ずる吹上浜海浜公園内道路との交点方向へ進み同点に至り，同点から同道路と同自転車道との最も東側の交点とを最短距離で結ぶ同道路を同交点方向へ進み同点に至り，同点から同自転車道を同自転車道と南さつま市道大崎小湊線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と相星川右岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から海岸線を海岸線と万之瀬川左岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同点と南さつま市金峰町と南さつま市加世田との境界線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と同境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と県道鹿児島加世田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と南さつま市道新川前村線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と南さつま市道大崎畦杭線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道鹿児島加世田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と南さつま市道大崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和 3 年 11 月 1 日 から令和 13 年 10 月 31 日まで	銃器
高千穂特定猟具使用禁止区域	霧島市牧園町高千穂地内における国道223号と霧島市道龍石線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と霧島市道牧場～真頭線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を	令和 3 年 11 月 1 日 から令和 13 年 10 月	銃器

<p>同市道と霧島市道牧園～霧島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道牧場～横瀬線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島ゴルフクラブの区域と牧園自然教育の森の区域との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と国道223号上に設置してある霧島国立公園歓迎塔とを結ぶ直線を同歓迎塔方向へ進み同歓迎塔に至り、同歓迎塔から国道223号を同国道上に設置してある高千穂特定猟具使用禁区域1号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と霧島市牧園町高千穂字柳ヶ平3242番地4、字柳ヶ平3246番地1及び字柳ヶ平3246番地6の三方界とを結ぶ直線を同三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同市牧園町高千穂字柳ヶ平3246番地1と字柳ヶ平3242番地4及び字柳ヶ平3242番地20の区域との境界線を同境界線上に設置してある高千穂特定猟具使用禁止区域2号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同市牧園町高千穂字柳ヶ平3246番地1から字柳ヶ平3242番地32に至る私道を同私道と字柳ヶ平3242番地31から市道牧園～湧水線に至る作業路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同作業路を同作業路と市道牧園～湧水線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道223号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	31日まで	
--	-------	--

鹿児島県告示第1021号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年10月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
霧島市福山町福地字穴堀池下2147番3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第1022号

熊毛郡南種子町荃永3376番地 山下隆浩及び熊毛郡南種子町荃永4651番地 田中清明からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年10月26日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南種子町荃永区域（熊毛郡南種子町荃永の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1023号

熊毛郡南種子町平山877番地1 長田昭二郎及び熊毛郡南種子町平山867番地 浦辺美智生からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年10月26日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 南種子町平山及び中之上区域（熊毛郡南種子町平山及び中之上の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業又は主として建網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1024号

出水市汐見町1014番地 木村美蔵及び出水市汐見町1042番地 桑野道夫からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和3年10月26日

鹿児島県知事 塩田康一

一定の区域

- 1 名称 出水市加入区
- 2 区域 北さつま漁業協同組合の地区

鹿児島県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）郡牧地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年10月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年10月27日から同年11月25日まで
- 3 縦覧場所
南九州市役所耕地林務課

鹿児島県告示第1026号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により，次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお，指定する道路の部分を表示した図面は，令和3年10月26日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 路線名
指宿鹿児島インター線
- 2 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
鹿児島市山田町字宮ノ後2751番地先から同市山田町字山ノ口2957番地先まで	令和 3 年 10 月 26 日

公 告

河川法に基づく湊川水系河川整備計画の変更の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、湊川水系河川整備計画（平成17年3月4日鹿児島県公報第2066号の2をもって公表）を変更したので、鹿児島県土木部河川課及び熊毛支庁建設部建設課において縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第116号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 10 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P y e s ! 高須クリニック S H 3	豊丸産業株式会社	1P0864
ぱちんこ遊技機	P コマコマ倶楽部 w i t h 坂本冬美 L 3	豊丸産業株式会社	1P0992
ぱちんこ遊技機	P とある魔術の禁書目録 L i g h t J V A	株式会社 J F J	1P0826
回胴式遊技機	S あかばなあ / A A	L U X 株式会社	0S1321
回胴式遊技機	S スターパルサー Y T C C	山佐ネクスト株式会社	1S0038
回胴式遊技機	S リノ S P Y T M M	山佐ネクスト株式会社	1S0252
回胴式遊技機	S マクロスフロンティア 4 N R	株式会社三共	1S1007
回胴式遊技機	S 戦姫絶唱シンフォギア 勇気の歌 N A T G	株式会社三共	1S1280
回胴式遊技機	S シンデレラ×ブレイド 4 N A	ネット株式会社	1S0839